

## 平成 24 年度大気汚染調査結果の概要について

## 平成24年度大気汚染調査結果について

愛知県及び大気汚染防止法に定める4政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）は、同法第22条第1項の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

### ○大気汚染常時監視結果

- ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素は、平成23年度と同様に、すべての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 光化学オキシダントは、平成23年度と同様に、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。
- ・ 微小粒子状物質については、22局中7局で環境基準を達成しました。

### ○有害大気汚染物質のモニタリング結果

- ・ 環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、平成23年度と同様に、すべて環境基準を達成しました。
- ・ 指針値が設定されているアクリロニトリル等8物質は、平成23年度と同様に、すべて指針値を満足しました。

# 1 大気汚染常時監視結果の概要

物質名	結果の概要
二酸化硫黄	一般環境大気測定局の24局、自動車排出ガス測定局の3局すべてで環境基準を達成しました。
二酸化窒素	一般環境大気測定局の63局、自動車排出ガス測定局の23局すべてで環境基準を達成しました。
一酸化炭素	一般環境大気測定局の2局、自動車排出ガス測定局の7局すべてで環境基準を達成しました。
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局の63局、自動車排出ガス測定局の23局すべてで環境基準を達成しました。
光化学オキシダント	一般環境大気測定局の62局、自動車排出ガス測定局の11局すべてで環境基準を達成しませんでした。
微小粒子状物質	一般環境大気測定局の15局中6局(達成率40%)、自動車排出ガス測定局の7局中1局(達成率14%)で環境基準を達成しました。

(注) 一般環境大気測定局は、一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局。  
自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視する測定局。

## 3年間の環境基準達成状況の推移

物質名	局区分	環境基準達成測定局数 / 有効測定局数 (達成率)		
		22年度	23年度	24年度
二酸化硫黄	一般局	24 / 24 (100%)	24 / 24 (100%)	24 / 24 (100%)
	自排局	3 / 3 (100%)	3 / 3 (100%)	3 / 3 (100%)
二酸化窒素	一般局	63 / 63 (100%)	63 / 63 (100%)	63 / 63 (100%)
	自排局	22 / 23 (96%)	23 / 23 (100%)	23 / 23 (100%)
一酸化炭素	一般局	2 / 2 (100%)	2 / 2 (100%)	2 / 2 (100%)
	自排局	7 / 7 (100%)	7 / 7 (100%)	7 / 7 (100%)
浮遊粒子状物質	一般局	63 / 63 (100%)	33 / 63 (52%)	63 / 63 (100%)
	自排局	23 / 23 (100%)	9 / 23 (39%)	23 / 23 (100%)
光化学オキシダント	一般局	0 / 62 (0%)	0 / 62 (0%)	0 / 62 (0%)
	自排局	0 / 11 (0%)	0 / 11 (0%)	0 / 11 (0%)
微小粒子状物質	一般局		0 / 3 (0%)	6 / 15 (40%)
	自排局		0 / 1 (0%)	1 / 7 (14%)

(注) 環境基準(光化学オキシダントを除く)の達成状況については、長期的評価に基づくものである。

## 2 有害大気汚染物質モニタリング結果の概要

	物質名	結果の概要
環境基準 設定物質	ベンゼン	16地点すべて環境基準を達成しました。
	トリクロロエチレン	15地点すべて環境基準を達成しました。
	テトラクロロエチレン	15地点すべて環境基準を達成しました。
	ジクロロメタン	15地点すべて環境基準を達成しました。
指針値 設定物質	アクリロニトリル	15地点すべて指針値を満足しました。
	塩化ビニルモノマー	15地点すべて指針値を満足しました。
	水銀及びその化合物	13地点すべて指針値を満足しました。
	ニッケル化合物	13地点すべて指針値を満足しました。
	クロロホルム	15地点すべて指針値を満足しました。
	1,2-ジクロロエタン	15地点すべて指針値を満足しました。
	1,3-ブタジエン	16地点すべて指針値を満足しました。
	ヒ素及びその化合物	13地点すべて指針値を満足しました。

(注) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として環境省が設定した環境目標値。

### 環境基準達成状況等の推移

平成22年度から24年度まで、すべての物質で環境基準を達成もしくは指針値を満足しました。

## 3 今後の対応

引き続き常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、自動車NOx・PM法、愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱、あいち自動車環境戦略2020等に基づき、工場・事業場など固定発生源対策や自動車環境対策等の各種大気汚染防止対策を総合的に推進し、環境基準の達成・維持に努めていきます。

# 平成24年度大気汚染調査結果

## 第1 大気汚染常時監視結果

### 1 調査期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### 2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

### 3 測定局数

44市町村(35市8町1村) 86測定局

(愛知県管理局53、名古屋市管理局17、豊橋市管理局7、岡崎市管理局5、豊田市管理局4)

### 4 調査結果

環境基準が定められ常時監視を行う6物質のうち、二酸化硫黄等5物質の年平均値の経年変化をみると、二酸化硫黄及び一酸化炭素がほぼ横ばい、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が緩やかな減少傾向、光化学オキシダントが緩やかな増加傾向にあります。

なお、微小粒子状物質は、平成23年度から常時監視を開始しました。

#### (1) 二酸化硫黄

##### ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成23年度に続き24局すべて達成しました。

全県年平均値は0.001ppm(23年度0.001ppm)です。

##### イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成23年度に続き3局すべて達成しました。

全県年平均値は0.002ppm(23年度0.001ppm)です。

#### (2) 二酸化窒素

##### ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成23年度に続き63局すべて達成しました。

全県年平均値は0.013ppm(23年度0.013ppm)です。

##### イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成23年度に続き23局すべて達成しました。

全県年平均値は0.021ppm(23年度0.022ppm)です。

#### (3) 一酸化炭素

##### ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成23年度に続き2局すべて達成しました。

全県年平均値は0.5ppm(23年度0.5ppm)です。

##### イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成23年度に続き7局すべて達成しました。

全県年平均値は0.4ppm(23年度0.4ppm)です。

(4) 浮遊粒子状物質

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、63局すべて達成しました（平成23年度は63局中33局で達成）。

全県年平均値は $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ （23年度 $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ ）です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、23局すべて達成しました（平成23年度は23局中9局で達成）。

全県年平均値は $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ （23年度 $0.023\text{mg}/\text{m}^3$ ）です。

(5) 光化学オキシダント

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成23年度に続き62局すべて達成しませんでした。

全県年平均値は $0.032\text{ppm}$ （23年度 $0.029\text{ppm}$ ）です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成23年度に続き11局すべて達成しませんでした。

全県年平均値は $0.027\text{ppm}$ （23年度 $0.025\text{ppm}$ ）です。

なお、平成24年度の光化学スモッグ予報の発令日数は4日で、うち2日は注意報を発令しました。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。

(6) 微小粒子状物質

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、15局中6局で達成しました（平成23年度は3局すべて非達成）。

全県年平均値は $14.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ （23年度 $19.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、7局中1局で達成しました（平成23年度は1局で非達成）。

全県年平均値は $15.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ （23年度 $17.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）です。

環境基準の達成状況

		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学 オキシダント (O <sub>x</sub> )			微小粒子状物質 (PM2.5)		
年度		22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24
一般局	有効測定局数	24	24	24	63	63	63	2	2	2	63	63	63	62	62	62		3	15
	達成測定局数	24	24	24	63	63	63	2	2	2	63	33	63	0	0	0		0	6
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	52	100	0	0	0		0	40
自排局	有効測定局数	3	3	3	23	23	23	7	7	7	23	23	23	11	11	11		1	7
	達成測定局数	3	3	3	22	23	23	7	7	7	23	9	23	0	0	0		0	1
	達成率(%)	100	100	100	96	100	100	100	100	100	100	39	100	0	0	0		0	14
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。  (昭和48年5月16日 環発庁告示)			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。  (昭和53年7月11日 環発庁告示)			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。  (昭和48年5月8日 環発庁告示)			1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  (昭和48年5月8日 環発庁告示)			1時間値が0.06ppm以下であること。  (昭和48年5月8日 環発庁告示)			1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。  (平成21年9月9日 環境省告示)			
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。  (昭和48年6月12日 付 環大企第143号)			年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。  (昭和53年7月17日 付 環大企第262号)			年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。  (昭和48年6月12日 付 環大企第143号)			年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。  (昭和48年6月12日 付 環大企第143号)			年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。  (昭和48年6月12日 付 環大企第143号)			1年平均値及び1日平均値のうち98パーセントイル値で評価する。  (平成21年9月9日 付 環水大総務第0909090001号)			

注1 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

注2 この表に示す環境基準達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価に基づいている。

注3 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超えない日(有効測定日)を評価対象とする。

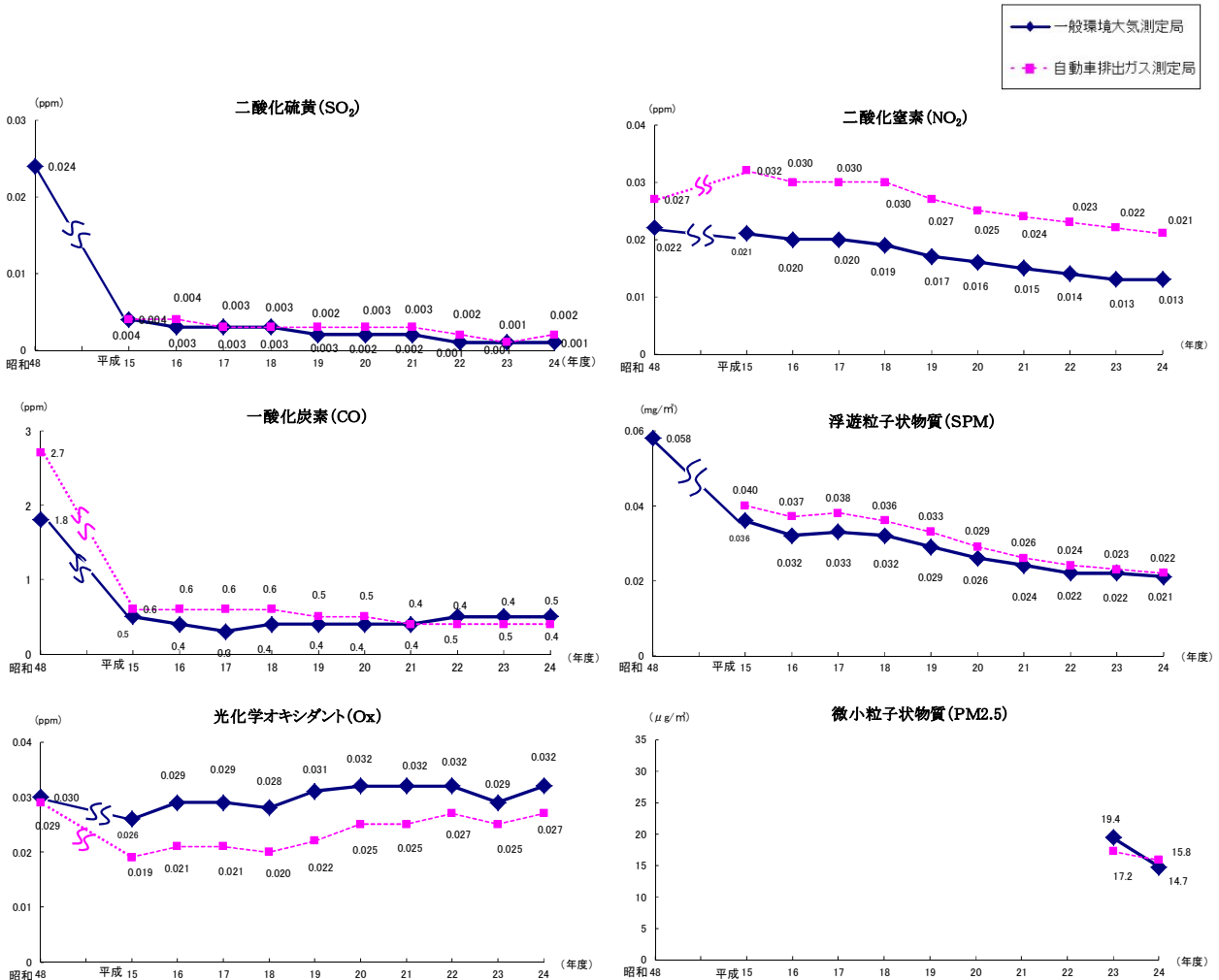
注4 有効測定局とは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については標準測定法であるフィルター捕集-質量法によって測定された質量濃度と等価な値が得られ、かつ、必要とされる測定精度が確保された自動測定機によって測定され、また、有効測定日が250日以上である測定局をいう。

## 全 県 年 平 均 値 の 経 年 変 化

物質名	局区分	項目	年度											
			48	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
二酸化硫黄	一般局	年平均値(ppm)	0.024	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
		測定局数	51	32	31	29	28	28	28	28	28	24	24	24
	自排局	年平均値(ppm)	-	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002
		測定局数	0	7	6	5	5	5	3	3	3	3	3	3
二酸化窒素	一般局	年平均値(ppm)	0.022	0.021	0.02	0.02	0.019	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	
		測定局数	21	72	72	72	72	72	72	72	72	63	63	63
	自排局	年平均値(ppm)	0.027	0.032	0.03	0.03	0.03	0.027	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	
		測定局数	11	22	24	26	27	27	28	28	23	23	23	
一酸化炭素	一般局	年平均値(ppm)	1.8	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	
		測定局数	18	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2	
	自排局	年平均値(ppm)	2.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
		測定局数	13	11	13	15	16	16	15	14	7	7	7	
浮遊粒子状物質	一般局	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.058	0.036	0.032	0.033	0.032	0.029	0.026	0.024	0.022	0.022	0.021	
		測定局数	51	71	71	71	71	71	71	71	71	63	63	63
	自排局	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	-	0.04	0.037	0.038	0.036	0.033	0.029	0.026	0.024	0.023	0.022	
		測定局数	0	22	24	26	27	27	28	28	23	23	23	
光化学オキシダント	一般局	年平均値(ppm)	0.03	0.026	0.029	0.029	0.028	0.031	0.032	0.032	0.032	0.029	0.032	
		測定局数	21	64	64	64	64	64	67	67	62	62	62	
	自排局	年平均値(ppm)	0.029	0.019	0.021	0.021	0.02	0.022	0.025	0.025	0.027	0.025	0.027	
		測定局数	11	9	9	9	9	9	8	9	11	11	11	
微小粒子状物質	一般局	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.4	14.7	
		測定局数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	15	
	自排局	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17.2	15.8	
		測定局数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	

(注) 1 年平均値は、全測定局のうち有効測定局について算出した値である。  
 2 光化学オキシダントの年平均値は、昼間時間帯(5時~20時)における測定値の集計結果である。

## 環 境 基 準 の 定 め ら れ た 物 質 の 全 県 年 平 均 値 の 経 年 変 化





<参考>

全国大都市圏の環境基準達成率の推移

(単位：%)

項目	都府県名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
二酸化硫黄	愛知県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	神奈川県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	-	-	-	-	-
	大阪府	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	全国	一般局	99.8	99.6	99.7	99.6	未公表
		自排局	100	100	100	100	未公表
二酸化窒素	愛知県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	89	89	96	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	85	89	91	97	94
	神奈川県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	87	87	91	96.8	96.8
	大阪府	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	94.4	100	100	100
	全国	一般局	100	100	100	100	未公表
		自排局	95.5	95.7	97.8	99.5	未公表
一酸化炭素	愛知県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	神奈川県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	大阪府	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100	100
	全国	一般局	100	100	100	100	未公表
		自排局	100	100	100	100	未公表
浮遊粒子状物質	愛知県	一般局	100	100	100	52.4	100
		自排局	96	100	100	39.1	100
	東京都	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	97	100
	神奈川県	一般局	100	100	100	100	100
		自排局	100	100	97	97	100
	大阪府	一般局	100	100	100	17.9	100
		自排局	100	100	100	26.5	100
	全国	一般局	99.6	98.8	93	69.2	未公表
		自排局	99.3	99.5	93	72.9	未公表
光化学オキシダント	愛知県	一般局	0	0	0	0	0
		自排局	0	0	0	0	0
	東京都	一般局	0	0	0	0	0
		自排局	-	-	-	-	-
	神奈川県	一般局	0	0	0	0	0
		自排局	-	-	-	-	-
	大阪府	一般局	0	0	0	0	0
		自排局	0	0	0	0	0
	全国	一般局	0.1	0.1	0	0.5	未公表
		自排局	0	0	0	0	未公表
微小粒子状物質	愛知県	一般局	-	-	-	0	40
		自排局	-	-	-	0	14
	東京都	一般局	-	-	-	13	65
		自排局	-	-	-	0	25
	神奈川県	一般局	-	-	-	20	66.7
		自排局	-	-	-	0	62.5
	大阪府	一般局	-	-	-	0	4.8
		自排局	-	-	-	25	0
	全国	一般局	-	-	32.4	27.6	未公表
		自排局	-	-	8.3	29.4	未公表

(備考) 1 「-」は測定していないことを表す。

2 東京都、神奈川県、大阪府及び全国のデータは、各都府県及び環境省の資料による。

## 第2 有害大気汚染物質モニタリング結果

### 1 調査期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### 2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

### 3 調査地点数

地域分類 調査機関	一般環境	工業地帯	沿道	合計
愛知県	1	2	1	4
名古屋市	1	2	2	5
豊橋市	2	0	1	3
岡崎市	1	0	1	2
豊田市	4	0	1	5
合計	9	4	6	19

(注) 合計19地点には、環境基準等が設定されていない「その他の有害大気汚染物質」のみ測定している3地点を含む。

### 4 調査結果

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準をすべて達成しました。

指針値が定められているアクリロニトリル等の8物質については、指針値をすべて満足しました。

調査結果は次のとおりです。

#### (1) 環境基準の定められている物質

##### ア ベンゼン

環境基準については、平成23年度に続き16地点すべて達成しました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.46~1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (23年度0.33~1.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

##### イ トリクロロエチレン

環境基準については、平成23年度に続き15地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.052~2.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (23年度0.071~2.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

##### ウ テトラクロロエチレン

環境基準については、平成23年度に続き15地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.066～0.94  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (23年度0.053～1.5  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

## エ ジクロロメタン

環境基準については、平成23年度に続き15地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

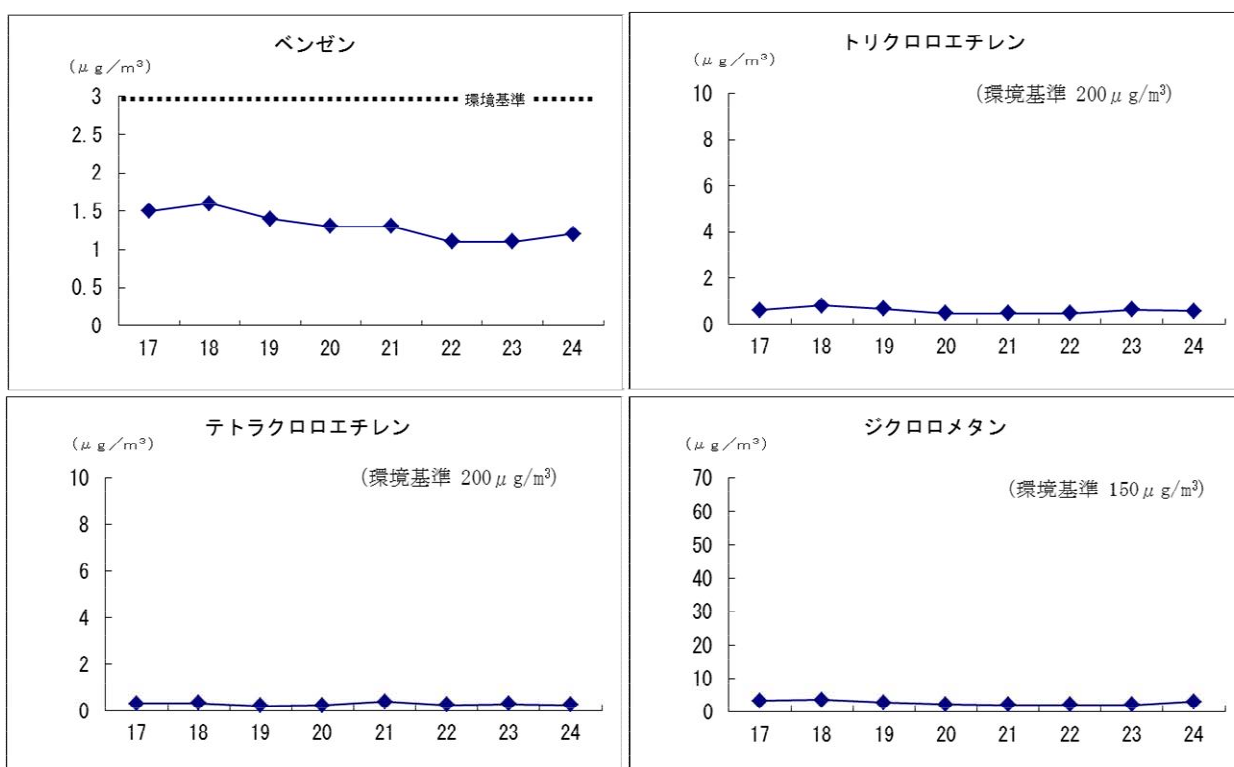
調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.26～7.6  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (23年度0.50～4.3  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

### 環境基準の達成状況

調査対象物質	ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		
	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24
調査地点数	19	16	16	17	16	15	17	16	15	17	16	15
環境基準を達成した調査地点数	19	16	16	17	16	15	17	16	15	17	16	15
達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.78 ～ 1.7	0.33 ～ 1.8	0.46 ～ 1.6	0.13 ～ 1.8	0.071 ～ 2.6	0.052 ～ 2.3	0.071 ～ 1.3	0.053 ～ 1.5	0.066 ～ 0.94	1.0 ～ 4.7	0.50 ～ 4.3	0.26 ～ 7.6
全県年平均値	1.1	1.1	1.2	0.49	0.64	0.58	0.24	0.27	0.24	2.1	2.1	3.0
環境基準	年平均値 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

(注) 1  $\mu\text{g}$  (マイクログラム) は100万分の1g。

### 環境基準が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化



(2) 指針値の定められている物質

指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物については、指針値をすべて満足しました。

指 針 値 の 達 成 状 況

調査対象物質	アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			水銀及びその化合物 ( $\text{ngHg}/\text{m}^3$ )			ニッケル化合物 ( $\text{ngNi}/\text{m}^3$ )		
	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24
調査地点数	17	16	15	17	16	15	15	14	13	15	14	13
指針値を満足した調査地点数	17	16	15	17	16	15	15	14	13	15	14	13
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.0087 ~ 0.41	0.019 ~ 0.60	0.012 ~ 0.36	0.0073 ~ 0.086	0.0020 ~ 0.061	0.016 ~ 0.18	1.5 ~ 2.8	1.5 ~ 3.0	1.3 ~ 3.2	1.8 ~ 11	2.0 ~ 13	2.4 ~ 9.9
全県年平均値	0.090	0.10	0.076	0.029	0.027	0.046	2.0	2.0	2.1	4.7	5.3	5.2
指 針 値	年平均値 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 40 $\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 25 $\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下		

調査対象物質	クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			ヒ素及びその化合物 ( $\text{ngAs}/\text{m}^3$ )		
	22	23	24	22	23	24	22	23	24	22	23	24
調査地点数	17	16	15	17	16	15	19	16	16	14	14	13
指針値を満足した調査地点数	17	16	15	17	16	15	19	16	16	14	14	13
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.12 ~ 1.0	0.11 ~ 0.76	0.14 ~ 0.85	0.091 ~ 0.30	0.062 ~ 0.30	0.058 ~ 0.40	0.049 ~ 0.24	0.055 ~ 0.21	0.029 ~ 0.26	0.66 ~ 1.7	0.62 ~ 2.5	0.88 ~ 1.6
全県年平均値	0.29	0.30	0.29	0.16	0.14	0.16	0.14	0.13	0.14	1.2	1.4	1.2
指 針 値	年平均値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 6 $\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下		

(注1) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つである。上記8物質について、指針値が設定されている。

(注2) 1 $\mu\text{g}$ (マイクログラム)は100万分の1g、1 $\text{ng}$ (ナノグラム)は10億分の1gである。

## 指針値が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化

